

高齢者施設等における非常用自家発電機の整備について

1 趣旨

昨年の台風により、市内高齢者施設等において大規模かつ長期にわたって停電などが発生し、利用者の生命や健康が脅かされる事態となったことを受け、大規模な停電時にも入所者等の安全を確保するため、市内高齢者施設等に対し非常用自家発電設備の費用を助成することにより、その整備を促すもの（来年度実施。現在、国庫補助協議中）

2 長期停電を端緒とした様々な被害の発生（実際に市内施設で発生した主なもの）

- ① 空調が止まることによる熱中症リスクの増加
- ② 給水ポンプが稼働できずに断水することで、飲用水だけでなく、生活用水が枯渇し、トイレ、手洗い、汚物に触れた衣類等の洗濯などができず、衛生面が維持できないリスクの増加
- ③ 通信手段が途絶えることにより、職員だけではなく、市、利用者家族、医療機関への連絡ができない、又は連絡するために大きな人的負担が生じたこと。
- ④ 冷蔵庫が使えないことによる食材の劣化
- ⑤ 調理器が使えないことによるトロミ食などの提供が困難
- ⑥ 夜間照明がないことによる転倒リスクの増加、配膳時刻の変更 など

3 事業概要

(1) 対象施設

高齢者施設・事業所 47 か所及びあんしんケアセンター

(2) 対象となる発電設備

非常用自家発電設備（設置型又はポータブル型発電機）

※ 設置型発電設備・・・28 か所

施設の全館又は一部の電源を確保できるもので、必要とされる電源の多くを確保することで、施設運営への影響を抑えることができる。軽油などを燃料とする。

※ ポータブル型発電機・・・21 か所＋市内全あんしんケアセンター

ガソリン又はカセットガスを使用する持ち運びが可能な発電機で、電話、照明など消費電力の小さい電化製品を稼働させるための最低限の電源が確保できる。

(3) 条件（台風被害発生前に助成手続きを開始した2施設を除く。）

- ア 停電時に給水ポンプの停止による断水が解消されるよう配電すること。
- イ 設置型の場合、燃料備蓄庫を整備する等により3日以上以上の燃料を確保すること。
- ウ 停電時に電源を求める在宅の高齢者・障害者等（人工呼吸器、喀痰吸引器の利用者等）に対して支援を行うこと。
- エ 入所施設の場合には、市の拠点福祉避難所の指定を受けること。

4 今後の対応

未整備施設・事業所に対し、引き続き、整備を促していくほか、各施設間で発電設備の整備状況を共有することで緊急時には補完し合える関係性の構築、発電設備が整備された施設が「地域の拠点」となるよう人工呼吸器や喀痰吸引器を使用する在宅高齢者等に電源を提供できるようにするなどの仕組みの構築などに取り組んでいく。